

長期優良住宅認定基準の改正について

日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正により、平成 27 年 4 月 1 日から長期優良住宅の「省エネルギー対策基準」は「省エネルギー対策等級 4」から「断熱等性能等級 4」に完全移行します。

そのため**平成 27 年 4 月 1 日以降**に申請する長期優良住宅建築等計画では「**断熱等性能等級 4**」を満たしている必要があります。

（平成 27 年 3 月 31 日までに申請する場合は「省エネルギー対策等級 4」と「断熱等性能等級 4」のどちらかを満たしていれば問題ありません。）

Q&A

Q1 平成 27 年 3 月 31 日に登録住宅性能評価機関から「省エネルギー対策等級 4」で交付を受けた適合証を用いて、平成 27 年 4 月 1 日以降に行政庁に申請することは可能？

A1 できません。

「省エネルギー対策等級 4」で交付を受けた適合証を用いて行政庁に申請することができるのは、平成 27 年 3 月 31 日までに申請する場合に限ります。

Q2 「省エネルギー対策等級 4」の適合証を用いて平成 27 年 3 月 31 日までに申請したとしても、認定が 4 月 1 日以降だと認定してもらえないのでは？

A2 認定できます。

認定においては申請時の基準を用いて行うため、「省エネルギー対策等級 4」の適合証を用いて平成 27 年 3 月 31 日までに申請されたものについては旧基準（平成 27 年 3 月 31 日までの基準）を用いて認定します。

また、平成 27 年 3 月 31 日までに申請されたものであっても、「断熱等性能等級 4」の適合証を用いているものには新基準（平成 27 年 4 月 1 日以降の基準）を用いて認定します。

Q3 「省エネルギー対策等級 4」の適合証を用いて認定をうけた建物について、平成 27 年 4 月 1 日以降に変更認定申請をする場合、「断熱等性能等級 4」を満たしていなければ変更認定してもらえないのでは？

A3 認定できます。

既に「省エネルギー対策等級 4」（旧基準）で長期優良住宅の認定を受けているものなので、平成 27 年 4 月 1 日以降の変更認定についても旧基準を用いて認定することができます。また、変更箇所が省エネルギー対策の基準に係る場合であっても、旧基準を用いて認定することができます。